

①感染症対策に資する物品購入等

小規模支援		
1 物品購入費		
①消毒費用	消毒液の噴霧装置 (手指消毒用)	次亜塩素酸水生成器
	足踏み式消毒液スタンド	除菌マット
	消毒液 (高濃度エタノール製品 (60%以上) 等を含む。) (※1)	
②マスク費用	マスク	ゴーグル
	フェイスシールド	ヘアネット
③清掃費用	手袋	ゴミ袋
	液体石けん	洗剤
	漂白剤	
④飛沫対策費用	アクリル板	透明ビニールシート
	ビニールカーテン	防護スクリーン
	パーティション	カラーコーン, コーンバー
	ベルトパーティション	フロアマーカー
⑤換気費用	換気扇	サーキュレーター
	網戸	扇風機
	二酸化炭素濃度センサー	
	空気清浄機 (HEPA フィルターによるろ過式で風量 5 m ³ /min 程度以上)	
⑥衛生管理費用	トイレ用ペーパータオル	
	使い捨てアメニティ用品	
	サーモカメラ	コイントレー
	ルームサービスマシン	非接触ドアオープナー
	体温計 (非接触式)	自動券売機
	セルフレジ	
	部屋食用の消耗品 (皿, コップ, スプーン, 割り箸, おしぼり等)	
⑦その他の物品	上記以外で直接感染対策に資するもの【要審査】 (※2)	
2 外注費		
⑧外注による発注	消毒作業	清掃作業
	ユニフォームのクリーニング	
	感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷発注	

※1 「厚労省 新型コロナウイルスの消毒・除菌について」に記載されている消毒液 (高濃度エタノール製品 (60%以上), 次亜塩素酸ナトリウム水溶液, 次亜塩素酸水, 亜塩素酸水)

※2 県と協議の上, 対象の可否を判断する。
(協議に時間を要すること, 内容によっては対象とならないことに留意)